

平成21年 5月28日

平成21年第2回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 28 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 29 号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	7
議案第 30 号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第 31 号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第 32 号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第 33 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第 34 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	19
議案第 35 号	宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	22
議案第 36 号	宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	24
議案第 37 号	宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	26
議案第 38 号	宮代町ホームヘルプサービス手数料条例の一部を改正する条例について	28
議案第 39 号	宮代町介護保険事業運営協議会条例の一部を改正する条例について	30
議案第 40 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	32
議案第 41 号	町道路線の認定について	33
議案第 42 号	町道路線の廃止について	34
議案第 43 号	平成 21 年度宮代町一般会計補正予算（第 1 号）について	35
議案第 44 号	平成 21 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	36

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町税条例等を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成21年 3 月 3 1 日

宮代町長 榊 原 一 雄

宮代町税条例等の一部を改正する条例  
(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第4項中「第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様式」を加える。

第38条第1項中「若しくは第2項」を削る。

第47条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とする。

第47条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」を削る。

第47条の5第1項中「(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)」を削り、同条第2項中「及び同条第2項」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」を「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」に改める。

第54条第7項中「施行規則第10条の2の9」を「施行規則第10条の2の10」に改める。

第56条中「第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第58条の次に次の1条を加える。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第59条中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

第93条第2項中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附則第8条第2項中「前条第1項」を「前条」に改める。

附則第10条中「、第15条の3又は第39条第5項」を「又は第15条の3」に、「、第15条の3若しくは第39条第5項」を「若しくは第15条の3」に改める。

附則第10条の2第3項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」を「令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同条第6項中「施行規則附則第7条第7項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」に改め、同条第7項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改める。

附則第10条の3を削る。

附則第11条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出しを「(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成19年度分」を「平成22年度分」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第11条の3を削る。

附則第12条(見出しを含む。)中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

附則第12条の3を削る。

附則第13条(見出しを含む。)中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の3を削る。

附則第15条の2第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第17条第3項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第18条第5項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第19条第2項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第20条の2第2項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第20条の4第2項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第5項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

(宮代町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮代町税条例の一部を改正する条例（平成20年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「次条第20項及び第21項」を「次条第18項及び第19項」に改め、同条第3号中「第14項」を「第12項」に改め、同条第4号中「次条第15項から第19項まで」を「次条第13項から第17項まで」に改める。

附則第2条第7項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第10項中「(次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削り、同条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を削り、第14項を第12項とし、第15項を第13項とし、同条第16項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第1

0項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第2条第16項」を「附則第2条第14項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とし、同条第21項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第19項とする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成21年4月1日（以下この項において「施行日」という。）以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の宮代町税条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。



議案第29号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年 5 月 28日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律等が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、宮代町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年」の次に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第3項中「町民税の納税通知書が送達された後に町民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに町民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、町長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

附則第8条第2項中「附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加える。

附則第10条の2第7項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条の2第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「「特定管理株式」という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第20条第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第20条の2第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に

「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、平成21年6月4日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の3の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第8条第2項の改正規定（「前条第1項」を「前条」に改める部分を除く。）、附則第16条の3第3項第2号の改正規定、附則第16条の4第3項第2号の改正規定、附則第17条第3項第2号の改正規定、附則第18条第5項第2号の改正規定、附則第19条第2項第2号の改正規定、附則第19条の2及び第20条の改正規定、附則第20条の2第2項第2号の改正規定、附則第20条の4第2項第2号の改正規定並びに同条第5項第2号の改正規定 平成22年1月1日

(2) 附則第7条の3第3項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日

(3) 附則第20条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

##### (町民税に関する経過措置)

第2条 改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）附則第7条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税に係る同項に規定する宮代町民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第30号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

臨時の人事院勧告に基づく国家公務員の平成21年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当における特例措置の実施に準じ、町職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第17条第2項及び第3項並びに第18条の3第2項の規定の適用については、第17条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第18条の3第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり提出する。

平成21年 5 月 28日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

臨時の人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の平成21年6月期に支給する  
期末手当及び勤勉手当における特例措置の実施に準じ、議会議員の期末手当の支給  
割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を  
提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第32号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

臨時の人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の平成21年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当における特例措置の実施に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原 一 雄

提 案 理 由

臨時の人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の平成21年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当における特例措置の実施に準じ、教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部  
を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律、及び、平成21年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づき、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を附則第14項とし、附則第9項から附則第11項までを2項ずつ繰下げる。

附則第8項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第7項中「法附則第35条の3第13項」を「法附則第35条の3第11項」に、「第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項の見出しを削り、同項中「前項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則第4項中「短期譲渡所得の金額」との次に「、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と」を加え、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「第35条第1項」の次に「、「第35条の2第1項」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第2項の次に次の1項を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の改正規定(「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。)及び附則第4項の改正規定(「、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と」を加える部分に限る。) 平成22年4月1日

(2) 附則第8項の改正規定(「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。) 平成23年1月1日

(宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成20年宮代町条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第6項を改める改正規定中「第6項」を「第8項」に改める。

議案第35号

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について  
宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

児童福祉法の改正等に伴い、宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。



宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町こども医療費支給に関する条例（昭和48年宮代町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3に規定する里親に委託されている者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮代町こども医療費支給に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

議案第36号

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年 5 月 28日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

児童福祉法の改正に伴い、宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年宮代町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法」に改める。

第3条第2項第4号を次のように改める。

（4）児童福祉法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者  
又は同法第6条の3に規定する里親に委託されている者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

議案第37号

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年 5 月 28日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

児童福祉法の改正等に伴い、宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例  
宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「65歳以上の者」を「65歳以上75歳未満の者」に、「受けたもの」を「受けているもの」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（4）75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある旨の町長の認定を受けているもの

第3条第2項第3号中「児童福祉法」の次に「第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者及び同法」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項第3号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

議案第38号

宮代町ホームヘルプサービス手数料条例の一部を改正する条例について  
宮代町ホームヘルプサービス手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

難病患者等居宅生活支援事業の対象となる厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患が改正されたこと等に伴い、宮代町ホームヘルプサービス手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町ホームヘルプサービス手数料条例の一部を改正する条例

宮代町ホームヘルプサービス手数料条例（平成8年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改め、同条第3号中「(平成9年法律第123号)」を削る。

- (1) 厚生労働省の厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（平成21年3月27日付け健疾発第0327001号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）の対象疾患患者及び関節リウマチ患者で、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施策の対象とならないもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮代町ホームヘルプサービス手数料条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

議案第39号

宮代町介護保険事業運営協議会条例の一部を改正する条例について  
宮代町介護保険事業運営協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

介護保険法、及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町介護保険事業運営協議会条例に引用している条項等を整理する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。



宮代町介護保険事業運営協議会条例の一部を改正する条例

宮代町介護保険事業運営協議会条例(平成17年宮代町条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の39第1項」を「第115条の45第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町百間3丁目8番21号
- 2 氏 名 戸田加代子
- 3 生年月日 昭和18年12月21日  
平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原一雄

提 案 理 由

現人権擁護委員である戸田加代子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第41号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原 一雄

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第259号線	宮代町字東57番1地先	
		宮代町字東1015番2地先	
2	第268号線	宮代町字東202番1地先	
		宮代町字東262番5地先	
3	第1507号線	宮代町字東5番1地先	
		宮代町字東1082番地先	
4	第1551号線	宮代町字東294番1地先	
		宮代町字東296番1地先	
5	第1552号線	宮代町字中島1番1地先	
		宮代町字道仏269番1地先	
6	第1553号線	宮代町字道仏389番2地先	
		宮代町宮代2丁目253番1地先	
7	第1554号線	宮代町大字和戸1370番1地先	
		宮代町大字和戸1390番地先	

提 案 理 由

町道第259号線の完成に伴い町道路線を再編するものと、道仏土地区画整理地内を通る都市計画道路新橋通り線へ旧県道蓮田杉戸線から直接アクセスする道路が完成するため路線の変更に伴い認定するものである。また、既認定路線において路線番号が重複している路線があるため、路線番号の変更をしたいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

## 議案第42号

### 町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて議決を求める。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原 一雄

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第259号線	宮代町字東5番地先	
		宮代町字東1015番地先	
2	第268号線	宮代町字東202番地先	
		宮代町字東296番1地先	
3	第1507号線	宮代町字東295番2地先	
		宮代町字東1084番1地先	
4	第1547号線	宮代町大字和戸1370番1地先	
		宮代町大字和戸1390番地先	
5	第1548号線	宮代町字中島1番地先	
		宮代町字道仏389番地先	

### 提案理由

町道第259号線の完成に伴い町道路線を再編するものと、道仏土地区画整理地内を通る都市計画道路新橋通り線へ旧県道蓮田杉戸線から直接アクセスする道路が完成するため路線の変更に伴い廃止するものである。また、既認定路線において路線番号が重複している路線があり、路線番号を変更したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第43号

平成21年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について  
平成21年度宮代町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成21年 5月28日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

国の経済対策による雇用創出事業の実施並びに妊婦健康診査の拡大、道仏地区土地区画整理事業に対するまちづくり交付金の内示等により、平成21年度宮代町一般会計予算に3億7,407万3,000円を増額し、総額を83億7,087万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第44号

平成21年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
平成21年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成21年5月28日提出

宮代町長 榊原 一 雄

提 案 理 由

宮代町介護従事者処遇改善臨時特例基金の取り崩しに係る補正等に伴い、平成21年度宮代町介護保険特別会計予算に79万1,000円を増額し、総額を16億1,866万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。